

外断熱建築アドバイザー制度規則

2010年6月1日

特定非営利活動法人 外断熱推進会議

平成 22 年 6 月 1 日

外断熱建築アドバイザー制度規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、「外断熱建築アドバイザー制度」に関して必要な事項を定めるものです。

(認定基準)

第2条 外断熱建築アドバイザー(技術アドバイザー、マネジメントアドバイザー)の認定基準は、以下の通りとします。

1. 外断熱建物の設計・監理、施工管理経験者(3年以上かつ3棟以上)
2. 外断熱建物、販売経験者(3年以上かつ3棟以上)
3. 外断熱資材販売経験者(3年以上)
4. 外断熱推進会議 正会員
5. 外断熱建築講習会受講者(および考査試験の合格者)
6. その他、上記1～5と同等と認められる方

(その他の事項)

第3条 外断熱建築アドバイザー(技術アドバイザー・マネジメントアドバイザー)は、NPO法人 外断熱推進会議が行う外断熱建築講習会の受講(および考査試験の合格)を条件とします。

(アドバイザー資格の基礎的条件)

第4条 外断熱建築アドバイザーはNPO法人 外断熱推進会議の正会員または賛助会員(個人・企業)であることとします。

尚、企業及び個人が退会する場合にはその資格は失効します。

第5条 その他の必要事項については、今後この規則に追記します。